

令和7年度 所定疾患施設療養費算定状況

所定疾患施設医療費 算定条件

- ①対象となる入所者の状態は次のとおりであること。
- ・肺炎・尿路感染症・带状疱疹・蜂窩織炎・慢性心不全の増悪
- ※入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等を行ったときに算定する。
- (Ⅰ)を算定する場合、同一の入所者について1月に1回、連続する7日を限度として算定する。
- (Ⅱ)を算定する場合、同一の入所者について1月に1回、連続する10日を限度として算定する。
- ※緊急時施設療養費を算定した日は算定しない。
- ②肺炎及び尿路感染症については、検査を実施した場合にのみ算定できるものであること。
- ③慢性心不全の増悪については、原則として注射又は酸素投与等の処置を実施した場合のみ算定できる。
- ④診断名及び診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載すること。
- ⑤当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。
- 公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。
- ⑥(Ⅱ)を算定する場合は、介護老人保健施設の医師が感染症対策に関する研修を受講していること。

		合計		R7.4		R7.5		R7.6		R7.7		R7.8		R7.9		R7.10		R7.11		R7.12		R8.1		R8.2		R8.3	
		人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数
所定疾患施設療養費Ⅱ	肺炎	3	11			1	3	1	2	1	6																
	尿路感染症	68	253	2	8	5	17	5	13	9	33	6	27	4	14	5	16	6	24	4	19	7	25	3	11	12	46
	带状疱疹	1	6							1	6																
	蜂窩織炎	2	10	2	10																						
	慢性心不全増悪	0	0																								
	合計	74	280	4	18	6	20	6	15	11	45	6	27	4	14	5	16	6	24	4	19	7	25	3	11	12	46